

## 令和4年度 伊予市一般介護予防事業委託仕様書

伊予市一般介護予防事業の内容並びに同業務に係る各種手続、要件等の内容については、次のとおりとする。

### 1 目的

介護保険法第115条の45第2項第1号に基づき、介護予防に関する知識を普及、啓発することにより、高齢者が要介護状態となることをできる限り予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### 2 事業対象者

第1号被保険者又は第1号被保険者の介護予防支援のための活動に関わる者とする。

### 3 実施時間

1回につき1時間から1時間30分程度とする。

### 4 事業内容

介護予防普及啓発事業

認知症予防やフレイル予防、低栄養予防等をテーマにした講話や実技を実施する。

事業対象者の要望を把握し、事業者自らが教室を企画すること。

#### (1) 人員に関する基準

ア 従事者の員数

(ア) 講師（内部講師可） 1名

受講者が20名以下の場合には講師のみでも可とする。

(イ) スタッフ 1名

受講者が20名以上の場合には講師とは別に1名以上のスタッフが従事する。

イ 他の事業との兼務

原則教室実施中の兼務は認めないこととする。

#### (2) 設備に関する基準

ア 設備及び備品等

(ア) 各設備は必要な広さを有すること。

(イ) 備品は各事業所で用意すること。

## イ 他の事業との共有

設備は事業の提供に支障がない場合、同一建物内の他の事業と共有して差し支えない。しかし、同一の部屋で行う場合は、パーティションなど仕切りを設け、収容人数を定員の50%未満に抑えること。

## (3) 運営に関する基準

### ア 実施内容

- (ア) 加齢に伴うフレイルの予防や身体・認知機能の維持向上を図り、ADL・IADL及び生活習慣の改善を目指し社会参加促進につなげる観点から、運動指導や生活習慣改善のための指導を行う。
  - a 参加者のADLや状態に合わせて、運動の強化や脳トレの難易度を検討していく。
  - b 参加者自身が自宅で取り組めるトレーニング等を紹介し、教室以外の場でも健康づくりに取り組めるよう支援する。
  - c 継続参加者へ指導内容をフィードバックし、予防活動への継続支援及び効果の検証を行う。
- (イ) 認知症施策推進大綱に基づいた、施策推進のための認知症普及啓発、認知症予防講座等を行う。
- (ウ) 地域の通いの場等の代表者や関係機関と連携を図りながら、地域の通いの場等での活動が継続できるよう支援を行う。
- (エ) 事業を提供するにあたっては、伊予市との密接な連携に努めること。
  - a プログラムの内容に関すること
  - b 地域課題に関すること
  - c 参加者の状況に関すること
  - d 新規事業参加者の増加に向けた取り組みに関すること
  - e 事業評価に関すること
- (オ) 事業を実施するにあたっては、目標や目的を明確化し、実施後に評価を行い、効果検証及び事業の見直しを行う。

### イ サービス提供の記録

- (ア) 一般介護予防事業の実施日及び提供した具体的な内容を書面に記録する。
- (イ) 参加者を把握し、名簿に記録する。

### ウ 緊急時等の対応

参加者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに家族や主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

エ 非常災害対応

非常災害等については消防法令等関係法令を遵守する。

オ 衛生管理等

- (ア) 施設その他の設備等について、衛生的な管理に努めるよう必要な措置を講じる。
- (イ) 感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

カ 広告

事業所について広告する場合は、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。

キ 苦情処理

苦情を受けた場合には内容を記録し、伊予市から提示を求められた場合には報告する。

ク 事故発生時の対応

- (ア) 事故又は損害が必要な事象が発生した場合は、伊予市等に速やかに報告を行い、必要な措置を講じる。
- (イ) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- (ウ) 一般介護予防事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

ケ 記録の整備

- (ア) 参加者に対して提供した記録を整備する。
- (イ) 記録については完結した日から5年間保存する。

5 実施回数

年6回以上実施する。

6 委託期間

契約日から令和5年3月31日までとする。

7 報告

四半期に1回、事業実施報告書を提出する。

事業実施報告書提出の際には、講座資料や参加者名簿、記録写真等を合わせて提出する。

## 8 損害の補償

事業実施中に発生した、参加者及び第三者等に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。

## 9 その他

- (1) 善良な管理者として注意業務を怠らないこと。
- (2) 個人情報の取扱いにつき、関係法令、伊予市条例等を遵守し、厳重に取扱うこととともに、その漏えいがないように十分配慮すること。
- (3) この仕様書に記述のない事項等については、伊予市と協議して定めるものとする。